

砕石工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、砕石工場の指定基準については下記により運用する。

1 指定基準第3条（品質）について

- (1) 砕石は、社内規格に定められた頻度によって日常管理試験をおこなうと共に、3ヶ月に1回定められた試験項目について試験を実施しなければならない（突き固め試験は6ヶ月に1回）。なお、自社管理工場については、別紙「砕石工場における自社管理について」による。

2 指定基準第4条（工場）について

(1) 製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくとも、次の事項を記載していなければならない。

- 1) 製造フロー図（製品別、生産能力）
- 2) 受入設備（ストック設備の容量、面積等）
- 3) 本体設備
 - ・投入設備
 - ・破碎機（形式、台数、能力等）
 - ・ふるい分け方式（設備形式、台数、能力等）
- 4) 製品貯蔵設備（形式、台数）
- 5) 粒度調整設備（M-30製造工場のみ）
- 6) 制御方式（操作盤自動、手動）
- 7) 記録方式
- 8) トラックスケール（形式、台数、感量）
- 9) 公害防止対策（騒音、振動、粉塵、排水等）
- 10) その他

(2) 品質管理責任者について

工場においては、（一財）茨城県建設技術管理センター又は、公的機関等において品質管理実務研修を修了した品質管理責任者を置かなければならない。

(3) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積（床面積 10㎡程度以上が望ましい。）
 - 2) ふるい JIS Z 8801-1に規定する網ふるいで、製品によって決められた粒度のふるい分け試験が行えるもの。2組以上
 - 3) 計量器 感量1g程度の精度を有するもの。
 - 4) 乾燥機 105±5℃の恒温を保持でき、容量は試験に必要な試料を乾燥できる容量（70%程度以上が望ましい。）
 - 5) その他 ふるい分け試験を行うために必要な小器具（スコップ、バット等）
- なお、自社管理工場については、別紙「砕石工場における自社管理について」による。

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において、JIS A5001「道路用砕石」、JIS A5015「道路用鉄鋼スラグ」（鉄鋼スラグの場合）、舗装設計施工指針及び「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」にある品質を確保するため、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

- 1) 社内規格に定められた品質管理試験の結果を集積し、粒度試験の平均値、最大値、最小値、標準偏差などをまとめた管理図を提出すること。
（品質管理試験結果数は、30回程度を1ロットとして集計すること。）
- 2) 3ヶ月に1回定められた試験項目を実施し（突き固め試験は6ヶ月に1回）、それらの試験表を提出しなければならない。

(5) 品質管理基準について

- 1) 日常管理（ふるい分け試験）データが規格値内に99.7%の確率で入るために σk が次の条件を満足すること。
 - ①管理データの平均値が規格の中央値に等しいか、小さい場合
 $3\sigma k \leq (\text{データの平均値} - \text{下限規格値})$
 - ②管理データの平均値が規格の中央値より大きい場合
 $3\sigma k \leq (\text{上限規格値} - \text{データの平均値})$

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって、管理運営されなければならない。

- 1) 総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4) 作業標準規定
- 5) 品質管理規定
- 6) 試験管理規定
- 7) 設備管理規定
- 8) 出荷規定
- 9) 安全管理規定
- 10) その他

注) 規格の名称は、工場ごとの名称でよい。

3 指定基準第5条（指定）について

(1) 指定申請（新規）については、別図1のとおりとする。

4 指定基準第6条（変更）について

(1) 変更申請・変更報告区分については、別表1のとおりとする。

(2) 試験及び製造設備の改築に伴う変更申請については、別図2のとおりとする。

(3) 自社管理工場への変更申請については、別図3のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。

この運用は、令和 3年 4月 1日から適用する。